

おくやみコーナーの御案内

【おくやみコーナーの概要】 令和6年3月4日（月）から運用を開始します

身近な方が亡くなられた後の市役所における手続きの総合窓口として、必要な手続きの御案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行い、御遺族の方に少しでも負担なくお手続きいただけるよう支援いたします。

予約方法	予約システム（24時間受付） スマート申請システム（下記QRコード）の個人向け手続き内、「おくやみコーナー窓口予約」から予約 電話 042-565-1111 内線 107	3月4日（月）受付開始 システムに先行して、 2月19日（月）受付開始
予約可能枠	年末年始、土日祝日を除く平日の ① 9時30分～11時 ② 13時～14時30分 ③ 15時～16時30分	各1組
受付場所	市役所1階南側 総合案内横（市政情報コーナー内）	

スマート申請システムを御利用ください

スマホやパソコンから、手続き判定ナビの簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きと持ち物を確認できます。

また、手続き判定ナビの結果、手続きの事前申請（スマート申請）を行っていただくと、おくやみコーナーでの御案内がよりスムーズになります。



※御利用は3月4日から

武蔵村山市スマート申請システム

検索

- おくやみコーナーで受付できない手続きについては、各担当窓口を御案内いたします。なお、おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続きしていただくことも可能です。
- おくやみコーナーの利用状況によっては、お待ちいただく場合があります。
- 各手続きの持ち物については、市民課で配布しているおくやみハンドブックでも御確認いただけます。

死亡届の届出からおくやみコーナー御利用までの流れ



各手続に必要なとなる主な持ち物

詳細な持ち物については、スマート申請システムの手続き判定ナビ または
おくやみハンドブックで御確認ください。

御遺族のもの

- 認印（届出人・相続人代表者・喪主 ※ いずれも同一の方であれば、1つで結構です。）
・喪主の印鑑は、亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
・代理人が手続される場合は、代理人の方の印鑑もお持ちください。
 - お越しいただく方の本人確認書類
 - 預貯金通帳（相続代表者・喪主 ※ どちらも同一の方であれば、1冊で結構です。）
・喪主については、亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
 - 税金の引落とし等の口座を変更する場合は、新たに引落としする口座の預貯金通帳・
銀行印・キャッシュカード
 - 葬祭費の領収書 又は 会葬礼状
・亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
- ※ 手続する方が相続人でない場合、手続によっては委任状が必要（委任状の参考例は
おくやみハンドブック又は市ホームページに掲載（ダウンロード可）しておりますので、
御参照ください。）。

亡くなられた方のもの

- 年金手帳及び年金証書
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証（交付対象の方は介護保険負担割合証、介護保険負担額認定証）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証
- その他、武蔵村山市から交付された証書類

※ 上記のものが揃えられない場合であっても、御手続は可能です。後日見付けられた場合は、
適切に処分していただくか、おくやみコーナー又は担当窓口へ返還してください。